

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和6年5月30日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番	石本	晋也	5 番	田中	正博
7 番	山本	功	8 番	井澤	茂治
10 番	田中	安弘	11 番	山本	千恵子
12 番	田中	吉照	16 番	杉嶋	秀美
17 番	森島	隆詞	18 番	井上	和也
19 番	岩井	三郎			

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

2 番	澤田	嘉之	9 番	中川	茂成
13 番	草嶋	邦子			

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番	野秋	眞秀	4 番	堀内	大
14 番	新司	吉行			

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

6 番	中村	正	15 番	松尾	清敏
			事務局	森田	吉弥
				山口	健司
				枅谷	洋輝
				下村	祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	令和6年度農用地利用集積計画（第2次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

8、署名委員

16 番	杉嶋	秀美	17 番	森島	隆詞
------	----	----	------	----	----

9、閉会の日時

令和6年5月30日午後2時50分

審議の経過

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第6回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は14名中11名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は5名中3名の方に出席いただいております。

議 長 さて、委員の皆様には、農作業などでお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

 本日の署名委員は、16番杉嶋秀美委員、17番森島隆詞委員のお二人にお願いします。

 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局より議案第1号について、提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

 場所については2ページの地図のとおりです。

 本件については、譲渡人が高齢により規模縮小のため、所有権の有償移転申請です。

 後の報告第1号で出てまいります、譲受人の父親が小作人として耕作してきた農地について、小作権を合意解約し、息子である譲受人が新たに所有権の有償移転申請を行うものです。

 譲受人の農作業従事日数は、要件を満たしております。

 また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 以上です。

議 長 議案第1号については、地区担当委員の新司委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

新 司 14番、新司です。

 1番の案件につきまして、令和6年5月23日に田中??輝委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

 先ほどの事務局の説明にありましたように、譲受人の父親が長年小作人として、耕作をされてきた土地を、この度小作権を解約した上で、息子である譲受人が購入されるものです。

当該地は農地として、適正に管理されており、今後も引き続き適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号の1番については許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。

事務局より議案第2号について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
でございます。

3ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおり、華工房の北側になります。

本件の立地基準につきましては、当該地は農業振興地域内の農用地でしたが、申請人による精華農業振興地域整備計画の用途区分の変更希望申出が行われ、農業用施設用地として既に用途区分が変更されています。

また、設置されるネギ出荷作業場については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第1項に該当する農業用施設と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがいまして、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議 長 議案第2号については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、
補足説明をお願いします。

- 井 澤 8番、井澤です。
- 本件について、5月20日に田中安弘委員、山口局長補佐と現地を確認しました。
- 現地は農業振興地域の農用地内の農地でしたが、精華農業振興地域整備計画の用途区分を農業用施設用地へ変更希望の申出を行い、ネギ出荷作業場として転用されるものです。
- 排水計画について隣接農地の所有者・耕作者とも調整済みで影響はないものと考えており、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。
- 議 長 何かご質問等ございませんか。
- 議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
 よろしいでしょうか。
- 議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第3号、令和6年度農用地利用集積計画（第2次）の決定について、を議題とします。1番から7番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。
- 事務局 それでは5ページをお開きください。議案第3号、令和6年度農用地利用集積計画（第2次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。
- 6ページをお開きください。1番から3番については利用権の設定を受ける者が同一の方になりますので、併せて説明します。1番でございます。
- 【 提案説明 】
- 次に、2番でございます。
- 【 提案説明 】
- 次に、3番でございます。
- 【 提案説明 】
- 場所について、1番は12ページの地図のとおり塚本団地の北側になります。
- 2番・3番については次の13ページの地図のとおり、精華町消防本部の北側になります。
- 7ページをお開きください。4番でございます。
- 【 提案説明 】

場所については15ページの地図のとおり、ほうその保育所の西側になります。

7ページにお戻りいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図のとおり、木津川上流浄化センターの南側になります。

7ページにお戻りいただき、6番でございます。

【 提案説明 】

場所については19ページの地図のとおり、精華下狛インターチェンジのそばになります。

8ページをお開きください。7番でございます。

【 提案説明 】

場所については21ページの地図のとおり、農免道路北端になります。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から7番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第3号の1番から7番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願い
します。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の1番から7番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて8番から13番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）
により、井澤委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 8ページをお開きください。8番から10ページの13番については利用権の設定を
受ける者が同一の方になりますので、併せて説明します。

8番でございます。

【 提案説明 】

次に、9番でございます。

【 提案説明 】

次に、１０番でございます。

【 提案説明 】

次に、１１番でございます。

【 提案説明 】

次に、１２番でございます。

【 提案説明 】

次に、１３番でございます。

【 提案説明 】

場所について、８番は２３ページの地図のうち、山手幹線東側の部分になります。

続いて９番は２４ページの地図のとおり、山手幹線沿いの精華中学校グラウンド西側になります。

１０番・１１番は２５ページの地図のとおり、農免道路沿いの舟集会所南側になります。

１２番は２３ページの地図のうち、山手幹線の西側の部分になります。

１３番は２６ページの地図のとおり、人権センターの北西になります。

以上の８番から１３番の計画につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第３号８番から１３番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第３号８番から１３番については、許可することに決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。議案第３号、８番から１３番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 続いて１４番ですが、議事参与の制限により、私は審議を行う間退席しますので、議長を副会長をお願いいたします。

議長（副会長） 議長を交代します。

議長（副会長） それでは事務局より、１４番の議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 １０ページをお開きください。１４番でございます。

【 提案説明 】

場所については２８ページの地図のとおり、木津川上流浄化センターの西側になります。

以上の１４番の計画につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項を満たしていると考えられます。以上です。

議長（副会長） それでは議案について、審議をお願いいたします。

議長（副会長） 何かご質問等ございませんか。

議長（副会長） 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議長（副会長） それでは、議案第３号１４番の計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

議長（副会長） ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第３号１４番については、許可することに決定いたします。
岩井会長が着席するまでしばらくお待ちください。

議長（副会長） 岩井会長にお伝えします。議案第３号、１４番の計画は議案どおり決定いたしました。

議長（副会長） ここで、議長を岩井会長と交代します。

議長 続きまして、報告第１号、１８条第６項の規定による通知について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局 それでは、２９ページをお開きください。報告第１号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、でございます。

１番でございます。

【 提案説明 】

場所については２ページの地図のとおり、議案第１号と同じ場所になります。

２９ページにお戻りいただき、２番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおり、川西小学校の北西になります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、30ページをお開きください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については31ページの地図のとおり、JR学研都市線の東側です。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和6年7月4日木曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和6年7月4日木曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時50分